

添付法令資料 1 :

モロッコにおける測量機器の検査に係る 2009 年 5 月 21 日付政令
第 2-05-813 号 (目次)

- 第 1 編 総則 (第 1 条～第 2 条)
- 第 2 編 検査の実施 (第 3 条～第 29 条)
 - 第 1 章 型式の認定 (第 5 条～第 10 条)
 - 第 2 章 第一次検査 (第 11 条～第 15 条)
 - 第 3 章 設置後検査 (第 16 条～第 19 条)
 - 第 4 章 定期検査 (第 20 条～第 28 条)
 - 第 5 章 モニタリング (第 29 条)
- 第 3 編 測量機器の製造、修理及び設置を行う者の認定 (第 30 条～第 31 条)
- 第 4 編 実験及び検査実施を行う機関の指定及び認定 (第 32 条～第 36 条)
- 第 5 編 国家で統一された尺度 (第 37 条)
- 第 6 編 雑則 (第 38 条～第 46 条)

添付法令資料 2 :

韓国 大・中小企業相生協力促進に関する法律 (目次)
2017 年 1 月 17 日法律第 14529 号により一部改正 2017 年 4 月 18 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 大・中小企業相生協力促進のための計画の樹立及び推進 (第 4 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 大・中小企業相生協力促進のための施策推進 (第 8 条ないし第 20 条)
- 第 4 章 受託・委託取引の公正化 (第 21 条ないし第 28 条)
- 第 5 章 中小企業の事業領域保護 (第 29 条ないし第 37 条)
- 第 6 章 補則 (第 38 条ないし第 40 条)
- 第 7 章 罰則 (第 41 条ないし第 43 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

保険専門業務参加者に関する 2004 年 4 月 30 日付モンゴル国法律 (目次)
2017 年最終改正

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 保険専門業務参加者業務の種類による規制 (第 4 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 保険専門業務参加者業務への従事に係る特別認可証の授与 (第 8 条ないし第 13 条)
- 第 4 章 財産及び株式 (第 14 条及び第 15 条)
- 第 5 章 会計記帳及び会計監査 (第 16 条ないし第 23 条)
- 第 6 章 保険専門業務参加者に対し課すべき制限 (第 24 条ないし第 27 条)
- 第 7 章 市場倫理 (第 28 条及び第 29 条)
- 第 8 章 監督・検査、情報の収集及び報告 (第 30 条ないし第 35 条)
- 第 9 章 強制措置 (第 36 条ないし第 42 条)
- 第 10 章 その他の規定 (第 43 条ないし第 47 条)

添付法令資料 4 :

保証機関の事業許可及び組織に関する 2017 年 1 月 11 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.1/POJK.05/2017 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 法人の形態及び資本
 - 第 1 節 法人の形態 (第 2 条ないし第 6 条)
 - 第 2 節 資本 (第 7 条)
 - 第 3 節 営業地域の範囲 (第 8 条及び第 9 条)
- 第 3 章 所有 (第 10 条及び第 11 条)
- 第 4 章 事業許可 (第 12 条ないし第 16 条)
- 第 5 章 シャリーア事業体
 - 第 1 節 シャリーア事業体の形態 (第 17 条)
 - 第 2 節 シャリーア事業体の運転資金 (第 18 条)
 - 第 3 節 シャリーア事業体の許可 (第 19 条ないし第 21 条)
 - 第 4 節 シャリーア事業体の管理 (第 22 条及び第 23 条)
 - 第 5 節 シャリーア事業体の支店 (第 24 条ないし第 29 条)
 - 第 6 節 シャリーア事業体の閉鎖 (第 30 条及び第 31 条)

- 第7節 シャリーア事業体の分割（第32条ないし第34条）
- 第6章 組織構造（第35条）
- 第7章 人材
 - 第1節 認証（第36条）
 - 第2節 専門家（第37条及び第38条）
 - 第3節 人材開発（第39条）
- 第8章 営業地域の範囲の変更（第40条及び第41条）
- 第9章 報告
 - 第1節 定款変更の報告（第42条及び第43条）
 - 第2節 取締役会メンバー、監査役会メンバー、シャリーア監督委員会メンバー及び株主の変更の報告（第44条）
 - 第3節 法人形態変更の報告（第45条）
 - 第4節 所在地変更の報告（第46条）
- 第10章 吸収合併、新設合併、買収及び会社分割
 - 第1節 吸収合併及び新設合併（第47条ないし第54条）
 - 第2節 買収（第55条ないし第58条）
 - 第3節 会社分割（第59条ないし第72条）
- 第11章 支店（第73条ないし第76条）
- 第12章 保証事業又は再保証事業からシャリーア保証事業又はシャリーア再保証事業への転換（第77条ないし第82条）
- 第13章 事業許可の取消し（第83条ないし第93条）
- 第14章 保証機関協会（第94条）
- 第15章 保証支援機構（第95条ないし第99条）
- 第16章 コンプライアンスの確立
 - 第1節 通知（第100条）
 - 第2節 遵守計画（第101条）
- 第17章 行政制裁（第102条ないし第105条）
- 第18章 雑則（第106条及び第107条）
- 第19章 経過規定（第108条ないし第111条）
- 第20章 終則（第112条ないし第114条）

添付法令資料 5 :

インターネット上におけるバンキング・サービスの提供に対する安全
及び秘密保持に関して定めるベトナム国家銀行の通知（目次）
2016年12月29日付 No.35/2016/TT-NHNN 号通知 / 17.07.01 施行

第1章 総則（第1条ないし第3条）

第2章 具体的な規定

第1目 インターネット・バンキング・システムの技術インフラストラクチャー
（第4条ないし第8条）

第2目 インターネット・バンキング取引の認証（第9条及び第10条）

第3目 運行管理（第11条ないし第16条）

第4目 顧客の権益保護（第17条ないし第19条）

第3章 施行条項（第20条ないし第23条）